

(様式例・記載例 (法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の事業報告書」)

2020 年度 事業の成果

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

NPO 法人ひた人権研究センター

○連帯と協働を求めて～当事者の「ことば」を市民へ～

「部落差別解消推進法を学ぶ」の中で、奥田さんは次のように問いかけています。「『現在もなお部落差別は存在する』実感は市民に共有されているだろうか？」と。日田市においても「部落差別は本当に今でもあるのですか。」人権研修会でよく聞く言葉です。このことから、「障^{がい}碍」者、性的少数者などの人権課題についても身近に感じていない人は多いのではないのでしょうか。私たちの地元・日田市にもその当事者の方たちが暮らしています。しかし、その方たちの思いは広く市民に知らされているのでしょうか。地域や職場の中でその方たちが声を上げにくい雰囲気があるのが現実だと思われま

す。当事者が思いを語り、日ごろの取り組みなどを交流する場があれば「人権と出会う日田のまちづくり」の連帯と協働が進むのではないかと考えました。

そこで今年度、第 5 回「人権のまちづくり推進講演会」の講演を奥田均さん、地元報告では本講演会の後援団体の中から「NPO 法人 学びあい 脳疾患患者と家族の会 日楽人会」代表・羽野等さん、日田市社会福祉課・國政和子さんに報告をお願いしました。

講演の中で、奥田さんは先の問いに対して次のように発信しています。「差別への不安、悔しさ、つらさは自然に多くの人々にわかってもらえるものではない。一番の効果的な方法は、被差別当事者が訴えること。しかしそれは自分が被差別当事者であることをカミングアウトすることを意味する。当事者の告発はリスクを伴う。そうした差別の力が『差別の現実』をねじ伏せている。厳しい差別ほど見えにくい。(講演会レジュメより抜粋)」

参加者からは「差別が身近に感じるということがないというのは本当に耳にし、正直自分自身も感じないことがほとんどです。そんな中本日の講演で、それは差別を受けた人、差別の実感を世間が押しつぶしているということが、自分の考えを改める非常に良い機会だった。」や「『差別の力が、差別の現実をねじ伏せている』という言葉は『寝た子を起こすな』と思っていた私の認識にストンと落ちました。当事者に寄り添う、共感することは、言うのは易いが、(差別の) 現実には厳しいと理解できました。(抜粋)」と、理解・共感する感想が多くありました。また一方で奥田さんは「差別の実態を最も敏感に感じ取るのは被差別当事者である。被差別当事者への調査で差別の全容が見えてくる。」と、差別の現実から学ぶことの原則も指摘しています。

また、羽野さんと國政さんによる地元報告を受け「“まずは知って欲しい” という言葉に、これまでに考えているようで、どこか他人事だった。障がいについて改めて自分のこととして考えていこうと思った(抜粋)」や「まずは“知る” で偏見を取り除く第一歩であることを改めて知らされた。(抜粋)」、「どんな方も『私の意思を尊重して欲しい』という思いを持って暮らしていることを改めて感じました。当然のことと思います。(抜粋)」などに加え、自分の背景と重ねた感想も見られました。

“まずは知って欲しい”という当事者の「ことば」を直接聴くことの大切さが改めて明らかになってきました。同様の取り組みを当センターでは「対話会」として実施しています。(詳細は当センターHP) 当事者の願いや思いと自分と部落問題との出会いを直接対話していくことで、自分の問題として考えていくきっかけとなる大切なとりくみです。今後も、当センターは「人権のまちづくり」推進のために“連帯と協働を求めて”活動していきたいと考えます。

○2020年6月9日相談事案について(当センター機関紙『つながる』第13・14号参照)

2020年6月9日(土)に、ある方(日田市民)から当センターに相談がありました。

「ある民家の、通りからよく見える所に『知的障害の男、トタン屋根をはがすな！(原文縦書き)』と書かれた板が張られていた。知的障害者に対する差別ではないか。なんとかするべきではないか。」ということでした。その写真も下さいました。

当センターとしても、この市民の方と同じく、この事案については「差別文・差別事象」だと判断し、同年6月16日(火)に日田市人権・部落差別解消推進課に口頭で対応のお願いをしました。

後日、人権・部落差別解消推進課から、「障害者差別解消法に基づき、日田市社会福祉課が対応した。」と返事がありました。当該民家は現在空き家であるので、応急処置として、当該の板にベニヤ板を被せ、通行人からは見えないようにしたとのことでした。取り敢えず今以上にこの「差別文」が垂れ流されることはなくなりました。しかし、長年にわたり、この「差別文」が放置され、地元の人々や通行人の目にさらされ続けていたという事実は無かったことにはできません。当センターは、「日田市として、差別解消に向けた課題を明らかにし、今後このようなことがないようにするための具体的な対策を講じる必要があるのではないか」と考え、人権・部落差別解消推進課に以下の要望書(同年8月4日付)を提出しました。(要望項目より抜粋)

- ① 課題を明らかにするために、幅広い分野、組織で協議する差別事案対策会議を設置すること。
- ② 課題を集約、共有し具体的な対応策を講じること。

10月27日(火)、この要望書に対し、書面で以下の回答がありました。

回答①要旨：「部落差別解消推進法」等の人権に関する法律の基本理念を踏まえ、1995(平成7)年制定「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」を、2019年3月に一部改正した。この条例に基づき、既に「日田市部落差別等をなくし人権を守る協議会」を設置してあるので、そこで協議したい。

回答②要旨：今回の事象やこれまでの差別事象が発生する背景には、(日田市民の)日常生活における人権に配慮する意識が薄く、(人権意識が)浸透していない現実があり、それが根本的な課題であると考えている。このような差別事象は、新たな差別意識を植え付けるきっかけとなり、偏見や差別意識が助長・拡大される重大な人権侵害であり、大変重く受け止めている。課題解決のためには、「人権啓発」・「日田市民の人権擁護や生活向上」を目的として活動している貴団体等との情報共有・連携を深めながら、「あらゆる人権が尊重される社会の実現」に向け、よりきめ細やかな対応等について検討を進めていきたいと考えている。

当センターとしては、「人権のまちづくり」実現のために、人権・部落差別解消推進課との協議を続けながら、協力して取り組んで行きたいと考え、同課に以下の項目で2回目の要望書（同年12月16日付）を提出しました。（要望項目より抜粋）

- ① 「日田市部落差別等をなくし人権を守る協議会」（以降：協議会）を開催すること。
- ② 今回の事案に対し、課題を集約・共有し、具体的な対応策を講じること。
- ③ 「協議会」の開催時には、当センターの正副理事長・事務局員の傍聴を認めること。

2021年1月29日（金）、この要望書に対し、書面で以下の回答がありました。

回答①要旨：「協議会」を令和3年2月8日に開催する予定である。

回答②要旨：課題としては、差別を助長するような表記を発見した場合、市民一人ひとりが見過ごさず、気軽に相談できるような体制づくりが不十分だったのではないかと考えている。今回の事案を受け、市民一人ひとりが差別事象を見逃さず、（差別を）解消していくための見守り体制の強化を図っていきたいと考えている。

回答③要旨：「協議会」規則第3条により（諸団体・組織の代表が）「協議会」委員として定められ、市長が委嘱している。また、協議内容にはプライバシーに関する事項も多いため、協議資料の作製・取り扱いには慎重を期し、十分に配慮している。以上のことから、各代表の方が各組織に持ち帰り、必要事項のみを報告することが適切であると考えている。（以下口頭）今後、貴センター代表を「協議会」の委員として位置づけられるよう検討する。

「協議会」は、回答どおり令和3（2021）年2月8日に開催されました。当センターとしては、日田市（人権・部落差別解消推進課、社会福祉課）との「情報共有・連携」は、一定程度できたと評価できるのかもしれませんが、しかし、今後も継続して、日田市との「情報共有・連携」が深められるよう取り組む必要があると考えます。

2020 年度調査・研究部の事業報告書

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

I 事業の成果と課題

・成果について

- ①2019 年 1 月から 2020 年 2 月、3 回にわたって咸宜園教育研究センター所蔵『広瀬家文書目録 2009 年版』から日田地区部落史に関係のありそうな文書を分担して拾い上げた。本 2020 年度はそれらを一覧表 (Excel 文書) 「広瀬家文書目録 2009 採録」に統合した。
- ②資史料会読会として、日田市淡窓図書館所蔵、日田郷土資料『御廻状留 (二)』・『御廻状留 (三)』・『御廻状留 (四)』・『諸家日記 (三)』・『大原宮日記』を閲覧した
- ③日田郷土資料『豊後国日田郡渡里村明細帳』のコピーを入手した。福岡県人権研究所機関誌『リベラシオン』は会員として定期購読している。
- ④B 地区フィールドワーク (実地見学) 用小冊子を更新した。
- ⑤2020 年 12 月 17 日 (木)・18 日 (金)、第 35 回人権啓発研究集会オンライン講座を受講した。
- ⑥日田市人権・同和教育課 (現：人権・部落差別解消教育課) と共同で作成し、第 41 回大分県人権教育研究大会 (ヒューライツフォーラム 2018 日田大会) で展示したパネル「日田地区解放運動と労働の歴史」のスライド (PowerPoint) を、ひた人権研究センター未会員向けに作成した。それを元に配付資料を作成した。
- ⑦A 高等学校教職員人権研修において、上記⑥を用いた報告を行った。
- ⑧当センター Web ページに「対話会について」を掲載した。
- ⑨前 2019 年度報告漏れであるが、月刊『ヒューマンライツ』 (部落解放・人権研究所) 2020 年 3 月号に「人権と出会う日田の町づくりを目指す NPO 法人ひた人権研究センターの取り組み『部落問題を語り合う』」を寄稿した。

・課題について

- ①日田地区部落史解明に資する資史料を市内外に探す活動を継続する。
- ②文書解読・講読会は指導者を依頼できなかつたため実施できなかつた。引き続き指導者を探しつつ、当面、資史料会読会を実施する。
- ③実地見学用小冊子の作成・改訂を継続する。
- ④聞き取り調査は対話会や対話会反省会での発言を聴くことしか出来なかつた。聞き取りの対象者を地元から推薦していただくところから取り組む。

⑤ 「『解放史パネル』解説」を情報発信部と協力して、会員に発信する。

⑥ 北三集会所に常置していた資料・書籍の一部が、7月の水害により使用不能になったため、廃棄した。補完不能のものもある。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
①人権問題の 調査・研 究	1. 調査・研究	(A)1・2月 (B)北三集会所・淡 窓図書館 (C)4～7名	(D)県内外 (E)300名	3
	2. 資史料解読会の開催	(A)1・2月 (B)北三集会所・淡 窓図書館 (C)4～7名	(D)県内外 (E)50名	1
	3. 現地見学用パンフレット 作成・改訂	(A)8月 (B)北三集会所 (C)7名	(D)県内外 (E)200名	9

2020 年度啓発・教育部の事業報告書

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

I 事業の成果と課題

・成果について

2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響の中「対話会」を開催することが非常に難しい一年となった。昨年のような学校現場での対話会は実施できにくく中学校で 1 件、高等学校では 2 件にとどまった。実施された対話会でも、例年のような時間配分は難しく、対話会全体で 60 分～70 分の時間を取るのが精いっぱいであった。そのため、事前の打ち合わせは、役割分担の確認や会の進行等短い対話会の時間を充実させるよう行った。対話会を計画し、最終的には開催できなかったがぎりぎりまで準備いただいた学校現場・関係者の皆さんにはあらためて感謝し、来年度こそは一緒に学習に取り組みたいと考える。

啓発のための「第 5 回人権と出会う日田のまちづくり推進講演会」でも、新型コロナウイルス感染予防のため様々な対応を考え開催した。受付時・学習時の感染防止配慮事項はもとより、最終的には参加人数を座席数の半分に決定し開催に踏み切った。2020 年は、地元報告を本講演会の後援団体「NPO 法人学びあい 脳疾患患者と家族の会 日楽灯会」の代表 羽野等さんと日田市社会福祉課の國政和子さんをお願いすることにした。当事者と支える側として現在に至るまでの思い・実践・悩み・お願いを発信していただいた。その結果、「日田の町の中にこのような活動をしている人がいることを初めて知った」と「障害」者問題を身近に感じたり、「私も当事者として…」と自分と重ねて聞いていただいたりしたことがわかる感想をたくさんいただいた。

・課題について

2020 年は特別な環境下であったので、課題を検討するには十分な対話会が行われなかった。来年度に向け、対話会協力者の方を増やすお願いをしていかなければならない。「第 5 回人権と出会う日田のまちづくり推進講演会」は、当事者の報告ということもあり、たくさんの「障害」者団体の方に来ていただいた。しかし、受付・座席等配慮が足りないことも多々あった。今後論議していきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
②人権問題に関わる啓発・教育	1. 啓発に関する講座の開催	(A) 11月28日 (B) パトリア日田 (C) 15名	(D) 日田市民 (E) 134名	20
	2. フィールドワーク・研修	(A) 8月・10月・11月 (B) 北三集会所・咸宜園教育センター等 (C) 8名	(D) 県内外部落史研究会等 (E) 200名	12
	3. 講師派遣	(A) 7月・8月・1月 (B) 市内小中高等学校等 (C) 15名	(D) 市内小中高等学校教職員等 (E) 200名	5
	4. 相談支援活動	(A) 通年 (B) 日田市 (C) 8名	(D) 日田市民 (E) 3名	2

2020 年度情報発信部の事業報告書

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

I 事業の成果と課題

・成果について

- ①ホームページを開設し、当センターの設立趣意書、講演会の内容、毎月の活動内容、機関誌等を掲載した。会員だけでなく、日田市民に当センターの活動を知らせることが可能となった。
- ②機関誌は、従来 4 月の総会案内と 10 月の「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会案内に同封して会員に配布していた。ホームページに掲載されたことで、会員や日田市民に当センターの活動内容について間を置かずに知らせることができた。
- ③「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会において、講演者の奥田均氏の書籍販売を行った。事前に販売書籍の内容を事務局で話し合い、書籍紹介文書を出すことで講演に対する興味を喚起することにつながった。

・課題について

- ①フェイスブックは、ホームページや機関誌と内容が重複し更新ができなかった。活動内容の報告だけでなく、会員との意見交換などができるような場に設定していく。
- ②ホームページについては、多くの人に発信できるが、不特定多数の人が見るため、掲載内容については、理事会の承認を受けて掲載する。
- ③機関誌については、年間 4 回発行とし、当センターの活動内容や他団体との交流の報告を中心に掲載する。フェイスブックでの会員の意見なども掲載していく。
- ④研究報告書については、継続して行われている活動について専門部と話しながら、報告すべきものについて、適宜作成していく。
- ⑤書籍や資料の紹介については、調査・研究部と協力して機関誌やホームページに掲載し発信していく。
- ⑥「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会での書籍紹介文書作成・図書販売を継続して行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
③人権問題 に関わる情 報の収集と 発信	1. フェイスブックの管理 と情報発信	(A)通年 (告知と記録) (B)北三集会所 (C)4名	(D)会員 関係機関 (E)200名	63
	2. ホームページの管理及 び活動の記録発信	(A)月1回更新 (必要に応じて随 時実施) (B)北三集会所・事 務所 (C)3人	(D)閲覧者 (E)不定	5
	3. 機関誌「つながる」の刊 行(事業などの記録)	(A)6・9・12・3月 (B)事務所 (C)10名	(D)日田市民 (E)100名	21
	4. 研究報告書の作成	(A)11月 (B)事務所 (C)10名	(D)日田市民 (E)100名	5
	5. 基本的文献の収集	(A)随時、研究会 (B)研究集会場所 ネット 県立図書館等 (C)10名	(D)会員 関係機関 (E)100名	0

2020 年度会計管理部の事業報告書

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

I 事業の成果と課題

・成果について

2020 年度は新型コロナウイルス感染対策のため 年度当初は公的施設が閉鎖され、総会や諸会議の会場や時期を決定することが難しかった。総会も少人数での開催となり、会費納入が年度内にどれだけできるのか心配されたが、正会員 45 名、賛助会員 26 名、賛助団体 3 団体の加入協力をいただくことができた。前年度よりも正会員は 4 名減ではあるが、賛助会員は 4 人増、また人権講演会での地元報告の「脳疾患者と家族の会日楽灯会」とのつながりで 新たに「日田市身体障害者福祉協議会」の団体加入をいただいたことは大きな成果であった。また、当センターの活動の趣旨に賛同し、寄付を申し出てくれた会員もいて、活動を維持することができた。コロナ禍の中、各専門部での地道な活動や新規入会・継続会員になる働きかけを続けたことの成果である。

また、2020 年度は前年度から準備を続けてきたホームページが開設でき、会報とともに情報発信が充実してきた。会員だけでなく多くの人に当センターの趣旨や活動を理解してもらう場が広がった。

インターネット通信料については、これまで KDDI と当センター独自で契約していたが、「北三放課後こども教室」と共同使用する契約を結び、10 月からの通信費が半額になり、活動経費にまわすことができるようになった。

・課題について

2020 年度は本会の会議や活動の場となっていた北友田三丁目地区集会所が豪雨災害により床上浸水した。当センターの資料や事務局用品の多くも使用できなくなり、再購入せざるを得なくなった。コロナ禍の上 豪雨災害というきびしい状況の中 研修の場となる「対話会」「フィールドワーク」の要請が減少したことはやむを得ないことである。この状況の中でできることを次年度も継続しながら、当センターの活動趣旨を広め、ともに活動する会員を増やしていく努力を続けていくことが大切である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
④ 研究センターの業務の会計管理	1. 研究会等への参加	(A) 11月12月 (B)・北三集会所 むくの木センター (C) 6人	(D) 会員 関係機関 (E) 200名	2
	2. 各専門部の事業推進	(A) 随時実施 (B) 北三集会所 むくの木センター 他 (C) 15名	(D) 会員 関係機関 (E) 250名	28
	3. 補助金等の申請	(A) 6月 (B) 日田市 (C) 3名	(D) 会員 関係機関 (E) 200名	12
	4. 備品の管理	(A) 随時 (B) 事務所 (C) 8名	(D) 会員 関係機関 (E) 200名	95

様式例・記載例(法第28条第1項「前事業年度の計算書類(活動計算書)」)
 特定非営利活動法人 ひた人権研究センター

活動計算書
 2020年4月1日～2021年3月31日まで
 特定非営利活動法人 ひた人権研究センター
 (単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員@ 2,000×45 人	90,000	
賛助会員@ 1,000× 26 人	26,000	116,000
2.受取寄付金		
受取寄付金	39,000	39,000
3.事業収益		
①情報発信事業	0	
②人権問題の調査研究	0	
③人権に係る啓発・教育	98,400	
④出版物の刊行、資料収集	0	98,400
5.その他収益		
受取利息	2	
雑収入		2
経常収益計①		253,402
II 経常費用		
1.事業費		
(1)人件費		
給与手当	0	
アルバイト人件費		
人件費計②	0	
(2)その他経費		
講師謝礼金	5,650	
団体謝礼金	0	
会場借上費	5,200	
旅費交通費	0	
雑費(書籍を含む)	16,361	
印刷製本費	143,941	
福利厚生費	0	
通信運搬費	6,590	
ホームページ管理費	68,396	
会費	0	
その他経費計③	246,138	
事業費計②+③=④		246,138
2.管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
アルバイト人件費	0	
人件費計⑤	0	
(2)その他経費		
旅費交通費	0	
雑費	2,130	
印刷製本費	22,200	
福利厚生費	13,335	
通信運搬費	0	
通信費	0	
会費	0	
減価償却費	0	
リース料	0	
会費・参加費	0	
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	0	
租税公課	0	
業務委託費	0	
その他経費計⑥	37,665	
管理費計 ⑤+⑥=⑦		37,665
経常費用計 ④+⑦=⑧		283,803
当期正味財産増減額 ①-⑧=⑨		-30,401
前期繰越正味財産額 ⑩		325,568
次期繰越正味財産額 ⑨+⑩		295,167

2020年度 貸借対照表

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	295,167	
未収金	0	
.....	0	
流動資産合計		295,167
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
パソコン・プリンター	0	
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
.....	0	
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
〇〇特定資産	0	
.....	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		295,167
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	
前受民間助成金	0	
.....	0	
流動負債合計		0
2. 固定負債		
長期借入金	0	
退職給付引当金	0	
.....	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	325,568	
当期正味財産増減額	-30,401	
正味財産合計		295,167
負債及び正味財産合計		295,167

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	0	
九州ろうきん銀行普通預金	295,167	
未収金		
××事業未収金	0	
.....		
流動資産合計		295,167
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	0	
応接セット	0	
プリンター	0	
歴史的資料	評価せず	
.....		
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
財務ソフト		
.....		
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
○○特定資産		
××銀行定期預金	0	
.....		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		295,167
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	0	
.....		
預り金		
源泉所得税預り金	0	
.....		
.....		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
長期借入金	0	
××銀行借入金		
.....		
.....	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		295,167